

## 報告事項 第3号

---

地域包括支援センター職員によるケア  
マネジメント業務の兼務の開始について



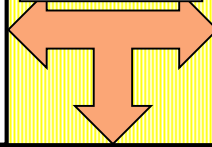
# 地域包括支援センター職員による ケアマネジメント業務の兼務の開始について

## 地域包括支援センター

4職種のチームアプローチによる支援により、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。

- 総合相談
- 権利擁護
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援

同一事業所  
が運営



## 指定介護予防支援事業所

自宅で介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう、ケアプラン(介護予防サービス計画)の作成や、サービス事業所との連絡・調整などを行う。

- 介護予防ケアマネジメント

## 職員の兼務について

### 現在の体制

地域包括支援センターに1人工として配置されている職員は、指定介護予防支援事業所の業務に従事することはできない。

### 令和6年度からの方向性

地域包括支援センターの職員も業務のバランスにも配慮しながら、指定介護予防支援事業所の業務に従事できるように体制を整える。

センター職員のケアプランへの関与の強化

指定介護予防支援事業所の体制の強化

### 目的

- ① 要支援者に対するケアマネジメントの円滑な提供
- ② 要支援者に対する効果的かつ包括的なケアマネジメントの実施

